

第11回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成25年5月30日（木）16:30～17:05
 2. 場所：合同庁舎4号館6階620会議室
-

○司会 それでは、お待たせいたしました。

第11回「規制改革会議」終了後の議長会見を開始いたします。

それでは、議長から概要の御紹介をお願いします。

○岡議長 皆さん、お待たせしました。

それでは、本日の規制改革会議における議論の状況を御報告いたします。

今日は、最初に農林水産省から皆川事務次官を始めとして、何人かに来ていただきまして、現在の農林水産省あるいは政府の農業の政策についての考え方、方向性を含めて説明をいただきました。その後、委員の皆さんとの意見交換あるいは質疑応答をしたということでございます。

本日の農林水産省の説明の内容については、いろいろな場で既にオープンになっておりますので、皆さんも御存じだと思いますけれども、キーワードを申し上げれば、強い農業にする。若い人が農業という産業に入ってくるような魅力のある農業にするということが大きな方向性であります。それを実現するための大きな柱として3本考えているという御説明がございました。

具体的には、農地を集約し、大規模化して、生産性の高い農業にする。特に土地使用型の農業を対象としたことではありますが、大規模化、集約化して生産性を高めるということが1つの柱です。それを実現するために農林水産省が今、考えている方法は、中間に農地集積バンクというか、中間的な機構、組織体を作って、そこが貸し手から農地を借り上げて、借り上げた後、整理整頓して、大規模化、集約化した状態で貸し手に農地を貸す。そうすることによって農業従事者が集約された、大規模で生産性の高い土地使用型農業をやっているという構想であると思います。その場合の借り手、担い手につきましては一切の資格要件はなく、全面自由化するという考え方でありますので、誰でも興味のある方はできるという説明であります。まだ農地集約バンクの構成をどうするか、実際にどのような形で貸し手を選ぶのかという各論についてはこれから検討していくということをおっしゃっていました。ひょっとするとこの辺のところでは私どもの規制改革会議の出番といたしますか、接点が出てくるのかなというのは、今日の説明を受けながらの私の印象、感想でございます。

2点目は、輸出を増やしていこうということでございます。このために需要拡大という中で、世界にたくさん大きなマーケットがあるわけですから、日本の農産物あるいは食品をどんどん輸出していこう、輸出のマーケットを確保していこう。これが2つ目でございます。

3つ目はその中間になるかもしれませんが、いわゆる農商工連携といたしますか、いろいろなところと連携をしながら、あるいは別の表現では、6次産業という言い方がありますがけれども、このような形で付加価値を高めていくという3つの柱で魅力のある、あるいは競争力のある農業にしていこうという御説明だったと思います。

まだこれから詰めていかなければいけない部分が残っているわけではありますが、大きな方向性は出されたのかなと思います。

我々規制会議の立場といたしましては、今日の御説明を聞いて、各委員の皆さんの政策あるいは方向性についての理解が深まったと思います。我々としては、前回のここでも御報告いたしましたように、農業というテーマについて次期のテーマとして位置付けて取り組む予定にしております。どのような体制で、どのような分野でテーマを取り上げていくかということについては、来季の体制が整ってから考えることになっております。ただ、その間、もう少し勉強が必要ではないのかなという感じもしておりますので、今日の会議に来ていただいた公式ヒアリングだけではなく、必要に応じて会議のメンバーが農林水産省の関係者に話を聞く、あるいは農林水産省以外の関係者の話を聞くような形での勉強会は、会議としてはやっていきたいと考えております。

議題の2つ目は、雇用ワーキング・グループからの報告でございます。

これにつきましては、他のワーキング・グループの報告のときにも申し上げましたように、答申が出るまでは公開を控えさせていただいておりますので、雇用ワーキング・グループの報告の中身については控えさせていただきます。

ただ、どんなところが中心かということの項目だけについて申し上げますと、1つ目はジョブ型正社員の雇用ルールの整備、2つ目は有料職業紹介事業の規制改革、3つ目が労働者派遣制度の合理化。このようなテーマになっているということだけは申し上げておきたいと思います。

3つ目の議題としまして、今回の規制改革会議は6月5日を予定しておりますが、ここで全て議論を終えて、答申を総理に手渡すという段取りで考えております。その答申案について前回、今回、若干残っている部分について6月5日に向けて議論を進めていく部分もありますが、そのような形で、本日は答申の中身についての議論をいたしました。前回、総論部分の議論をしたわけではありますが、今回は総論部分の積み残しの議論に加えて、各論部分についても議論をさせていただいたということでございます。

誠に申し訳ないのですが、中身についてはもうちょっとお待ちいただきたいということでもあります。

以上が本日の規制改革会議における3つの議題についての御報告でございます。答えられる限り一生懸命答えますので、御質問いただければと思います。よろしく願いいたします。

○司会 それでは、どうぞ。

○記者 議長にお尋ねしたいのですが、かなり大詰めに来ていると思うのですが、

ここまでの御評価として、次元が違うとか、大胆な規制緩和ができたかどうかというところは、ここまでのところでどのようにお考えでしょうか。

○岡議長 できれば6月5日の答申後にそのような御質問をいただければと思いますが、私は、規制改革というのは割と地味なものであって、それを一つ一つ着実に改革していくものだと思っております。皆さんも規制改革の中身について大変理解を深めていただいておりますが、一つ一つのテーマは大変細かいものがたくさんあるのです。ですから、そういったものを確実にやっていくことが必要だと思います。

そういう理解のもとで、今の御質問に対しては、5カ月という非常に限られた期間の中で、委員の皆さん、あるいはワーキング・グループのメンバーに入っていた専門委員等々の皆さんも含めまして、大変精力的に取り組んできていただいております。この努力に対しては、議長として大変敬意を表しておりますし、感謝もしております。その結果としての成果についても、私はかなりのものができつつある、あるいはできたのかなという印象であります。

質問に対する答えは最後の部分になりますけれども、同じ質問をできれば6月5日にいただければまたお答えいたしますが、今までのところという意味では、私はそこそこできているという評価をしています。

○記者 もう一個だけですが、今日、農業のヒアリングをなさったということですが、ちょっと御発言にもありましたが、具体的にどういった規制を緩和していくべきとお考えかをもう少し具体的に聞かせていただけますでしょうか。民間企業がより農業に参入しやすくするとか、もっと農地の自由化をすればいろいろあると思うのですが、教えていただけますか。

○岡議長 現時点では、まだ委員の皆さんともどういうテーマを取り上げるかという議論をしておりませんので、今の質問に対してはオフィシャルな形の回答にはならないと思いますが、私としては、先ほどちょっと触れましたように、常々申し上げますように、政策を実現するための阻害要因を取り除くということですので、農業についてもそのように考えております。ですから、競争力のある農業、魅力のある農業を作るための政策があって、その政策実現のための阻害要因を取り除くということです。

例えば今日御説明をいただいた農業を強くするための核になる3本の柱を先ほど御説明しましたが、その中でも特に規制が一番接点がありそうなところは、生産現場の強化、すなわち土地の集約化、大規模化というところが、規制改革会議が一番接点があるのかなと。もちろんあと2つの部分もないわけではございませんけれども、一番ここかなと思います。そうなってきますと、土地の大規模、集約化をねらってやる政策を実現するための阻害要因を取り除くということが1つの大きなテーマになると考えております。

そうなりますと、今日の説明では、中間組織として都道府県ベースで農地集約バンクという、これは仮称ですが、機構、組織体を作るという、そして、ここが機能して、貸し手から土地を借り、その借りた土地を集約化し、貸し手、担い手に貸すというこの組

織が効果的、効率的に機能するのかが非常に重要なのだと思います。この点については質疑応答の中でもありましたけれども、まだ農林水産省の方も個別各論はこれからだということですので、その辺のものが見えてきてから私どもの出番が出てくるのかもしれないと思っております。

とりあえず、今日のところはそういうことで御理解いただきたいと思います。

○記者 最終取りまとめは来月5日ということですが、閣議決定についてはいつごろをめぐりにしているのでしょうか。

○岡議長 それは政府の方が決めることなので、事務局の方から答えてもらいましょう。

○滝本室長 総理から既にサミット前に成長戦略と骨太を決定したいという指示が出ておりまして、私どもも答申を受けて作ります規制改革実施計画に併せて閣議決定をしていきたいと思っております。

○司会 他にございますでしょうか。

○記者 岡議長にお伺いしますが、答申を出した後、これをどう扱うかというのは、政府なり安倍総理なりの判断になってくると思うのですが、これまで会議の中で総理の発言等も多々あったと思うのですが、今回出る形の答申について安倍総理に満足していただけそうかどうか。政府としてもそれをそのまま採用していただければそうかどうか、その辺の見通しというか手ごたえはどのように感じていますでしょうか。

○岡議長 私どもが出す答申は、全面的に政府が取り上げ、そして、規制改革実施計画としてしっかりと閣議決定し、さらにそれが各府省において実行されることを我々は期待しております。

我々のやるべきこととしては、答申を出した後、今のような形で実施計画が閣議決定され、それに基づいて各省庁が実行するという段になった段階で、我々としては、今、どういう状況にあるのか、実施状況はどうなっているのかということについては、来期きちんとフォローするつもりでおります。きちんと実施されていない場合には、当然それに対して意見を述べていきたいと考えております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他はよろしいですか。

○記者 すみません、もう一つだけ。

岡議長、農業の規制というのは、いわゆる岩盤の規制と例えられるかもしれませんが、その辺りはどう御自覚なさっているかということと、長年ずっと言われてきたことで、かなり大変な作業になってくると思うのですが、改めて意気込みを聞かせていただけますでしょうか。

○岡議長 先ほど来申し上げていますように、農業といってもいろいろな分野があります。個人的に産業競争力会議の中でも、農業という表現だけでは十分ではなくて、農業のうちの何なのだというのをよく議論する必要があります。

農林水産省の皆さんの使っている分かりやすい言葉を使うと、土地使用型農業とそうで

はないという分け方をしていますけれども、もっと細かくブレイクダウンするならば、米なのか、麦なのか、あるいは果物でも、リンゴなのか、ブドウなのか等々、きめ細かなアイテム・バイ・アイテムの品目、品目ベースで農業を強くしていく必要があるかと思うのです。

そういう議論をしていくことによって、個別各論でそれを実現するためにはどういう障害がある。その障害を取り除きましょうということになるわけですが、現時点での私の理解では、一番大きな障害と一般的に言われているのは土地使用型農業。代表的なものはお米だと思います。この土地使用型農業のところで大規模な、土地が集約されたような生産性の高い農業ができるようにすることが可能かどうか。そのための阻害要因が大変大きなテーマであろうかと思えます。それが多分、今まで農業には規制があつてなかなかというときのテーマの1つ大きな主要な部分だったと思えます。ですから、農業をする立場から見て、そういうことができる状態にさせていただきたいということになるのだと思えます。

私は、今回の農林水産省の説明で、あの機能がきちんと各論を含めてもう少し見えてきて、企業であれ、個人であれ農業をやりたいと思う方々が、集約された、規模のまとまった農業ができる状態にできていくのかどうか大変注目しております。そこで障害があれば、規制改革会議はしっかりと対応していかなければいけないというのが一番大きなテーマだと思っています。

○記者 今の農業ですが、これは正しく政府の決めることという感じもいたしますが、議長が参加されている産業競争力会議、新たに本部もできたという中で、第2期のテーマということなのでしょうが、議長の感覚で結構ですが、どのぐらい時間をかけて検討すべきものと現時点でお考えでいらっしゃいますか。最終的には政府の大きな決断、判断が影響してくるのだとは思いますが。

○岡議長 テーマはまだ見えませんので、どれぐらいのタイミングあるいは期間で解決するというか答えを出せるか、私も今、申し上げようがないです。ただ、前提として、先ほどの御質問に対する私の回答のように、土地の集約、大規模化ができる状態にするというテーマに絞り込んでいけば、そんなに長い時間はかからないと思います。政府の方針として、先ほどのようなことで、実際に機能する中間体できて、農業をしたいと思う企業なり、個人がそれに対して土地を確保できることがスムーズにいく状態にするということだけに対象を絞り込んだとするならば、政府の方針がそうであるならばそんなに時間はかからないのではないかなと期待しています。

○記者 それでも年内いっぱいぐらいはかかりそうなテーマですか。

○岡議長 年内ぐらいはかかるでしょうね。今、私がそれほど時間がかからないと申し上げたのは、1年ぐらいのスパンで考えています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○岡議長 ただ、今のは仮定の話になっていますので、扱い方はよろしくお願ひします。どうぞ。

○記者 また引き続き農業ですけれども、農林水産省から彼らにとっての具体案が出てくるのがいつぐらいなのか。つまるところ、規制改革会議として農業の議論を本格化させるタイミングはいつぐらいなのかというヒアリングの内容がもしあれば伺えますか。

○岡議長 その点については、明確なタイミングについてはまだ聞いていません。今日の説明では、個別各論をこれから詰めますという回答までしかいただけていませんので、正に今、御指摘いただいたとおりで、私が次に質問をしようと思っているのはそこです。

○記者 夏に参院選がありますけれども、その前に農林水産省が一定の方向性を出してきて、議論が本格化するということはあるものなのでしょうか。

○岡議長 そこはちょっと私は分かりません。分かりませんが、可及的速やかに私は質問をしようと思っています。

○記者 あともう一点だけ。

都道府県単位でできる農地集約のバンクの緩和について取り組めば、農地の集約、大規模化が完結するものなのか。それ以外のところにまで手をつけないと個人的には、本当の集約というか、生産性向上にはならないのではないのかと思うのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○岡議長 そこはなかなか難しいテーマだと思います。ただ、農林水産省に今日説明していただいた土地の集約のための中間組織体を作るというのは、彼らの今回の方針の肝になっているわけですけれども、同時に、今、行われていることはそのままですよということです。今、行われているということはどういうことかということ、別に中間体を通すことなく、農業をやりたい農業法人がいて、それが農家と個別に交渉して、そして土地を借りて農業をすることは今でも可能なわけです。この新しい方針が出てもしそれは並行的に行われる。可能な状態であるということです。要するに全てこの中間体を通さねば土地のリース受けができませんという状態ではございません。ここは確認しました。ただ、彼らはそうすることによって大規模化、集約化ができると思います。現在の状態だと、ばらばらの虫食いの状態で農地のリースを受けて農業をやっているところがありますね。それを解決しようとする、やはりそういう組織体を作ってやることの方がより集約化が易くなる。全部借りた後に、例えば50ヘクタールの土地を何とか集めたときに、それを20、20、10ぐらいに分けて、そしてそれを貸し手にやってあげる。そこまでの仕事をここの中間体がやるつもりにしておりますという説明がありました。ですから、今でもやっていることは今後もできるし、個別に農地を買って、所有者になって、かつ農業をすることは今も可能なわけですけれども、今後ともそれはできますよという説明はありました。ただし、土地所有の場合には若干の資格要件が残っていますが。リースになったら資格要件はもう一切ない。ここに大きな差があるわけですが。ですから、これは大きな試みだと思います。

若干これはこの場で話すのがふさわしいかどうかあれですけれども、御理解を深めていただくためにお話をしますが、私どもの会社では、九州のある場所で70ヘクタールの野菜の農業をやっていますが、三百数十カ所に点在しております。全部リースです。全部を合

計すると70数ヘクタールになるのですが、畑の数を数えると三百数十あるのです。これが現実です。全部がそうかどうか分かりませんが、私どもがやっているのはそういう農業です。それでも、そのパートナーには一生懸命やっけていただいていますので、その事業は今のところ大変順調ですけれどもね。その方に聞いたら、もしもこの70ヘクタールが1つだったら生産性が全然違います。それは素人の私でも分かりますけれども、そういう話を聞いております。一方で自分たちでやっているそういう事業がございますものですから、今回の集約までしてくれて、その土地を貸してもらえたら、現状よりはよくなることは間違いないなと思っています。

ただし、さっきも触れましたけれども、中間組織体というのがどういう方々で構成されて、どういうところの決定権を持ってという各論はまだ見えていないわけです。ただ、今日の説明であったのは、中間組織体が農業をやっている方あるいは信託銀行、一般の株式会社等々に業務委託することはアイデアに入っていますという説明があったわけです。業務委託、借りたり、貸したりする業務です。ですから、業務委託の受託者として割と幅広い、いろいろな方々を呼び込むという構想はどうもあるようなのだけれども、肝心の一番上の組織の構成についてはまだこれからだということです。決定権はここでしょうから、先ほどの御質問に対してちょっと言いましたように、規制改革会議がもしも行くとする、この方針の阻害要因として何かないのかなというときには、ひょっとしたら組織そのものの構成員だとか決定機関、決定方法等々、受託者、委託者として、そのときに誰でもいいというけれども、誰でもというのはどういうことですかという辺りのところが議論になっていくかもしれないと思っています。

○記者 追加でもう一個だけ質問させてください。

そうすると、せっかく民間議員の方々に作られている規制改革会議なので、国のドライブをより、しりたたきをよりするために、例えば農協（JA）の改革であるとか、いわゆる我々が本質的な部分と思っているようなところの改革までみずから攻め込んでいって、政府にもっときちんとやれという形のことを言う方法もあるのかなと思うのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○岡議長 それは今日の議論でも委員からそういう意見が出ました。ただ、今日の話とは直接リンクしないということではあったわけだけれども、ただ、今日農林水産省からいただいた説明とは別に、農協改革が必要ではないのでしょうか。あるいは農業委員会の改革が必要ではないのでしょうかという議論の意見交換はしています。ですから、これは次期の我々が農業を取り上げる時のテーマとしてそういったものが入ってくる可能性はあると思います。

ただ、先ほども申し上げたように、それはまだ会議として議論をしていませんから、まだ決まっていないとしか言いようがないということで、申し訳ないけれども、来期、また体制が動き出して、何をやるかという、前回御説明したような活動方針を当初議論するわけですが、その中で農業が入らない可能性はもうほとんどないと思います。その他に何を

やるかというのはこれから決めますが、そのときに農業をやることは決まったけれども、農業のうちのどういうテーマをやっていくかということは、正にそこで議論していくことでもありますから、そのときに今、おっしゃられたようなテーマも入ってくる可能性は否定しておりません。

○司会 よろしいでしょうか。

○記者 議長、よろしくをお願いします。

参院選以降ですけれども、米の減反政策は見直しますか。

○岡議長 規制改革会議としての質問ですか。

○記者 そうです。

○岡議長 規制改革会議で減反政策について意見を言うということは、私はちょっと違うように思います。ですから、もしも言うのであれば、会議がもしも続行すれば、競争力会議の方の場で言うことはあるかもしれませんが、規制改革会議で減反政策を見直せということにはならないと思います。

○記者 減反政策は法律でも、法的根拠がありますけれども、なぜ議論しないのですか。

○岡議長 それは規制ではないからであります。それは正に農業政策そのものでありますから、農業政策で議論する場で大いに議論すべきだと思います。個人的にはすべきだと思っています。しかし、規制改革の場ではないと思います。

○記者 競争力会議でも減反政策の見直しは最初に出ましたけれども、最終的には外されたのですが、それだけ実際、非常にセンシティブな問題で、問題の本質だと思うのですが、議長自身、農業をよくしようと思うのであれば、法的根拠があるわけですから、それは会議で取り上げるべきではないのでしょうか。

○岡議長 先ほど申し上げたところが私の考えであります。今の御意見に対して全面的に否定するつもりもないわけで、次期の農業を取り上げる中で減反政策について議論をするかどうかは、会議の中で話することはしてもいいかなと思いますけれども、今、ここで私が減反政策を取り上げるということを申し上げる考えはございません。

○司会 そろそろよろしゅうございますか。

それでは、以上で会見を終了いたします。

ありがとうございました。